

委 託 仕 様 書

I 委託業務概要

- 1 委託業務名称 空調設備等保守管理業務委託
- 2 場所 福島県立テクノアカデミー浜
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

II 業務内容

- 1 各種空調設備等の点検・清掃及び切替（夏・冬シーズンイン時）に関すること
- 2 その他必要と認められる立会、点検及び修理等に関すること

III 対象設備及び点検回数

別紙 対象設備及び点検回数のとおり

IV 保全管理業務の実施

- 1 受注者は、業務計画書を作成し、これを事前に発注者に提出し、発注者の承諾を受けること。
- 2 受注者は、業務従事者名簿を提出し、その中から総括責任者を1名選出し発注者の承諾を受けること。また、業務従事者は業務中においては作業員証を携行すること。さらに、緊急連絡体制図及び代替要員体制図を発注者に提出すること。なお、この業務従事者名簿には、業務従事者の氏名、生年月日、免状の種類及び番号を記載すること。
- 3 業務の結果、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行い、障害発生を未然に防止し、発注者にその結果を報告すること。また、障害が発生した場合は、直ちに適切な処置を行ったうえで、その障害の状況を発注者に報告すること。
- 4 業務実施日以外の日において、発注者が急遽異常を発見し、直ちに適切な処置を行わないと障害発生を防止できない場合、又は、すでに障害が発生していて、直ちにその障害を取り除かなければならない場合で、発注者が業務従事者を直ちに召集するため受注者に連絡したときは、受注者は遅滞なく業務従事者を派遣させること。
- 5 業務の結果、修理を要すると認めたときは、その都度遅滞なく発注者に報告すること。
- 6 保全管理業務に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。また光熱水費は発注者の負担とし、点検・調整に必要な消耗品・材料等は、受注者の負担とする。

V 業務内容の報告及び記録

- 1 業務報告書を、業務終了後速やかに発注者に提出し確認を受けること。また、業務終

了後 3 年間保存すること。

2 主な報告及び記録の内容は下記のとおりとする。

ア 業務内容の結果

イ 異常や障害が生じた場合の記録（現況写真を添付すること。）や処理結果

ウ その他発注者が必要と認めた内容

VI 業務従事者

1 業務従事者は、設備の点検等業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。

2 発注者は、業務従事者として不適当と認めた者については、受注者と協議の上、交代させることができる。

VII 相互協力

受注者は、当該保全管理業務に必要あるものについて、発注者と協力し適切な業務を行うものとする。

VIII 疑義等

この仕様書に明記のない事項又は疑義のある事項については、発注者受注者協議とする。